

大運情第 757 号

無人航空機の飛行に係る許可書

cubic-tt

坪佐 利治 殿

令和2年11月8日付けをもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第132条第2項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項： 航空法第132条第1項第1号

許可の期間： 令和2年12月10日から令和3年12月9日まで

飛行の経路：瀬戸内海周辺(大阪空港事務所の管轄区域に限る)

無人航空機：Inspire1、Inspire2、Phantom3 Professional、
Phantom4 ADVANCED、MATRICE210

無人航空機を飛行させる者：坪佐 利治

条件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 許可の期間において3ヶ月ごと及び許可の期間終了後に、飛行実績を報告すること。

令和2年12月7日

大阪空港事務所長 河合 良則

